

議案第5号

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を
改正する条例の制定について

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を
改正する条例

(大網白里市準用河川管理条例の一部改正)

第1条 大網白里市準用河川管理条例（平成12年条例第19号）の一部を次
のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条第1項）

占用料の名称	区分	単位	額
河川敷地占用料	工作物を敷設するために占有するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	工作物を敷設せず原形のまま使用するもの		360円
	第1種電柱	1本につき	740円
	第2種電柱	1年	1,100円
	第3種電柱		1,500円
	第1種電話柱		660円
	第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱		1,400円
	その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6円

地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	
変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	1,300円	
広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	
諸管の埋設等	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.07メートル未満のもの	27円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	39円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	59円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	79円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	110円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	150円

一トル未満のもの	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	270円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	390円
外径が1メートル以上のもの	790円
橋梁添架物	地下埋設物と同額とする。

(摘要)

- 1 占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置する

ものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

8 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条の規定により課税される占用料の額は、この表により計算した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

流水占用料	鉦工業用に供するもの	每秒1リットルにつき	5,030円
	製氷冷凍の用に供するもの		490円
	その他の用に供するもの	1年	30円
(摘要)			

	<p>1 占用料は、取水開始の日から徴収し、取水を廃止したときは、廃止の月まで徴収する。</p> <p>2 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>3 かんがい用水及び上水道用に供するものについては、徴収しない。</p>
--	---

(大網白里市道路占用料等条例の一部改正)

第2条 大網白里市道路占用料等条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条）

占用物件		単位	占用料の額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	740円
	第2種電柱	1年	1,100円
	第3種電柱		1,500円
	第1種電話柱		660円
	第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱		1,400円
	その他の柱類		66円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	650円
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートル	390円	

		ルにつき 1 年	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 3 0 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		5 5 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1, 8 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	3 6 0 円
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0. 0 7メートル未 満のもの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	2 7 円
	外径が 0. 0 7メートル以 上 0. 1メートル未満のも の		3 9 円
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5メートル未満のも の		5 9 円
	外径が 0. 1 5メートル以 上 0. 2メートル未満のも の		7 9 円
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの		1 1 0 円
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの		1 5 0 円

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			270円	
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			390円	
	外径が1メートル以上のもの			790円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1 平方メート	1,300円	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	ルにつき1 年	Aに0.00 5を乗じて得 た額	
		階数が2の もの		Aに0.00 8を乗じて得 た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.01 を乗じて得た 額	
	上空に設ける通路				900円
	地下に設ける通路				540円
	その他のもの				1,300円
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 日	18円
その他のもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	180円		
道路法施行	看板（アーチ	一時的に設	表示面積1	180円	

令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	であるものを除く。)	けるもの	平方メートルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
		その他のもの	1本につき1月	180円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
		その他のもの		900円

政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1	1,300円
政令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1	180円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月	130円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲	建築物		Aに0.016を乗じて得

掲げる施設		た額
	その他のもの	Aに0.01 2を乗じて得た額
政令第7条 第10号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物	Aに0.02 3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.01 2を乗じて得た額
政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01 6を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.03 3を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.03 3を乗じて得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01 6を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 3を乗じて得た額

	その他のもの		Aに0.03 3を乗じて得 た額
--	--------	--	------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大網白里市準用河川管理条例（以下「新準用河川管理条例」という。）及び第2条の規定による改正後の大網白里市道路占用料等条例（以下「新道路占用料等条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新準用河川管理条例及び新道路占用料等条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。